

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	肥余 ( 肥余 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻、玉ねぎ、牧草がメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手は減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻、玉ねぎ、牧草がメインで慣行栽培による農業を行っている。畜産農家と連携して、水稻部門ではWCS用稲の取組みが進んでいる。  
 WCS用稲やSGS用稲は家畜の飼料として生産量の増加を目指す共に、繁殖和牛や酪農の質向上のために高品質な飼料作物の生産を目指していく。  
 肥料価格の高騰が経営を圧迫している中、畜産農家において生産される堆肥を有効活用するため、耕畜連携の取組みが進んでいる。  
 新規就農の方を積極的に受け入れ、担い手確保に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

鳥飼中地区の内、肥余集落区域とする。  
 (別紙地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また、空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けができるよう努める。 一方で、露地野菜がメインの当地域では団地面積の大きさが効率的な農業に繋がるわけでもないことから、引き続き地区単位での集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構を活用することを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は農地面積が少なく、少人数なため、地域の農地については、地域で守っていくことを基本とし、円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。また新規就農の方も積極的に受け入れ、地域の担い手として育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、水稲については外部の農作業受託組織にWCS用稲の作業委託を一部お願いしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年、頻繁にイノシシが出没するため、地域において対策を検討する。
- ⑨畜産農家と連携して、生産される堆肥を有効活用し、WCS用稲やSGS用稲の生産に取り組む。